○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業結合調査官） **第二条の三**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十四人以内を置く。 ２　［略］ （下請取引検査官） **第二条の六**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十人以内を置く。 ２　［略］ （審査専門官） **第二条の八**　事務総局審査局に審査専門官二百八十人以内を置く。 ［２～４　略］ （地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官） **第五条**　［略］ ２　［略］ ３　前二項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて審査専門官四十九人以内を置く。	（企業結合調査官） **第二条の三**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十四人以内を置く。 ２　［同上］ （下請取引検査官） **第二条の六**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十一人以内を置く。 ２　［同上］ （審査専門官） **第二条の八**　事務総局審査局に審査専門官二百八十五人以内を置く。 ［２～４　同上］ （地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官） **第五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前二項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて審査専門官五十二人以内を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）第二条第六項、第八項及び第四条第二項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（著しく長時間にわたる移動）

第二条　令第二条第六項に規定する著しく長時間にわたる移動として公正取引委員会規則で定めるものは、一の移動区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

（宿泊費基準額）

第三条　令第二条第八項に規定する公正取引委員会規則で定める額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に適用される額に相当する額とする。

（やむを得ない事情）

第四条　令第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるやむを得ない事情は、参考人又は鑑定人が公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第九条第二項第四号の日時若しくは場所の変更を受けた場合及び傷病その他公正取引委員会が相当と認める事情とする。